

岡崎市補助金等交付基準

1 目 的

この基準は、市が公益上の必要性から支出する補助金等について、交付を決定するに当たり客観的な基準として定めるものであり、透明で公正な交付手続の確保、効率的かつ効果的な執行並びに補助金等の見直し及び評価に資することを目的とする。

2 定 義

この基準において「補助金等」とは、地方公営企業に対するものを除き、市が公益上必要である場合において、市以外のものが行う事業等に対して交付する補助金、助成金、奨励金その他の給付金で、相当の反対給付を受けることなく行う金銭的給付をいう。

3 分 類

補助金等は、次のとおり分類するものとする。

(1) 制度的補助

法令に定めのあるもの、国、県等の制度によるもの及び他の市町村との協議に基づき補助するもの

ここに分類される補助金等については、市の裁量が働かないという前提で、原則としてこの基準の適用外とする。ただし、合理的な理由がない限り、原則として補助金額の上乗せ又は補助対象の拡大は行わないこととする。

また、国、県等の補助を受けた補助金等については、その補助制度が終了した時点で廃止することを基本とする。

(2) 団体運営費補助

公益上必要と判断される団体等に対して、その運営に必要な基礎的経費を補助するもの

団体運営に必要な基礎的経費を補助対象経費とする。

なお、団体等の自主的な運営を促進するため、事業収入、会費等の自主財源確保についての努力を促すこととする。補助金額は、補助対象経費の2分の1以下の額又はあらかじめ定めた限度額以内の額のうち、いずれか低い額とする。ただし、財政援助を目的とする場合には、必要性及び妥当性を厳しく検証した上、個別に補助内容を定めることとし、この基準の適用外とする。

特に人件費を補助対象とする場合は、その積算の基礎を明確にすることとする。

(3) 事業費補助

団体等が行う特定の事業で、行政目的を達成するため、本来市が主体的に取り組むべき事業若しくは関与すべき事業又は公益性の高い事業に対して補助する

もの（団体等が行う施設等の建設、修繕、整備等に係る事業を含む。）

本来市が自ら負担し、実施すべき事業に対してはその全額を補助することも可能とするが、直接経費で計上することも検討すること。

また、行政及び団体等が協働で実施すべき事業に対しては、2分の1以下の補助金額とする。ただし、団体等が自ら負担し、実施すべき事業は補助対象としない。

(4) 奨励的補助

市が施策を推進するための動機付けや奨励的又は資金援助的に補助するもの
公益性があると認めた特定の事業に対する経費を補助対象経費とし、補助金額は、補助対象経費の2分の1以下の額又はあらかじめ定めた限度額以内の額のうち、いずれか低い額とする。

4 補助率及び補助単価の適正化

- (1) 補助の程度を補助率、補助単価等の数値基準をもって明確にし、補助金額を決定するものとする。
- (2) 補助率は、原則として補助対象経費の2分の1以下とし、市が担うべき役割の程度に応じて設定するものとする。

5 交付基準

補助金等の交付に際しては、次の各項目を総合的に勘案して、その適否により決定するものとする。

(1) 公益性

- ア 市の行政目的に合致し、地域での住民自治及び社会福祉の推進について高い必要性が認められるもの
- イ 各団体等の行う事業活動で、社会福祉に貢献することが期待できるもの又は文化、芸術、スポーツ等の推進に寄与されるもの
- ウ 市の施策として、事業を積極的に推進すべきもの
- エ 地域の経済、産業の振興又は雇用の促進の分野において、市が積極的に普及のための支援をし、事業推進の援助を必要とするもの

(2) 効果性

- ア 補助金等の交付に対して成果が認められるもの又は期待できるもの
- イ 事業活動の目的、視点、内容等が社会経済情勢に合致しているもの
- ウ 市民と行政の役割分担の中で、真に補助すべき事業又は活動であるもの
- エ 少額補助でないもの（少額補助とは、補助金額が概ね5万円未満のもの又は補助率が10%未満のもの）

(3) 必要性

- ア 市民のニーズが高く、優先的に実施する必要があるもの
- イ 社会経済情勢、他の自治体の取組状況等から優先的に実施する必要があるものの

(4) 公平性

補助金等の効果が、幅広く市民一般に行きわたるものであって、特定の個人、団体等に特権的な恩恵又は利益を与えるものでないもの

(5) 適格性

- ア 団体等の会計処理及び使途が適切であるもの
- イ 団体等の決算における繰越金又は剰余金を実質的に市補助金の額を超えていないもの

6 補助対象外経費

補助対象経費の算定に当たっては、次に掲げる経費は補助対象としないこととする。

- (1) 団体運営のための人件費。ただし、事業を推進するために必要な人件費は除く。
- (2) 交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費その他の直接公益に結びつかない経費及び社会一般通念上、公金で賄うことがふさわしくないと考えられる経費

7 事務局の事務

事務局の事務を市が行うべき特別な理由があるものを除き、原則として事務局の事務は、各団体自らで行うこと。

なお、市が行うべき特別な理由がある場合においても、出納事務に係る預金通帳及び当該届出印の管理については、各団体自らで行うこと。

8 実績報告

補助金等の不適切な使用がないかを補助対象経費に係る領収証等の支払証拠書類でその使途を十分確認すること。

9 終 期

原則として、次のとおり終期を設定するものとする。

- (1) 同一の内容の補助金等を継続して交付することができる期間については、3年以内とする。ただし、特に必要性が認められる場合は、継続して交付することができるものとする。
- (2) 継続期間内であっても、適宜、適切な見直しを行うよう努めるものとする。

また、目的が達成された補助金等については、終期以前であっても交付を打ち切るものとする。

- (3) 終期は、新たな補助金等については開始時に、既存の補助金等は見直し時に設定するものとする。

10 交付要綱等の公表

全ての補助金等は、「岡崎市市費補助金等に関する規則について」に基づき、交付要綱等を制定し、岡崎市ホームページで公表するものとする。

11 その他

補助金等の交付額に千円未満の端数がある場合は、原則としてこれを切り捨てるものとする。

12 経過措置

この基準の適用開始時点における既存の補助金等についても、この交付基準に従うことを原則とするが、適切な経過措置を設けることはできるものとする。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。